

さいたま市規則第36号

さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市環境影響評価条例施行規則（平成17年さいたま市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 事後調査書の作成等（第38条—<u>第41条の2</u>）</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1左欄に掲げる事業の種類ごとに、<u>同表中欄に掲げる対象事業の内容に応じ、それぞれ同表右欄に定める事業が実施される区域の区分ごとの対象事業の要件のいずれかに該当する一の事業とする。</u></p> <p>（調査計画書等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第7条第2項の規定により市長に提出する調査計画書及び<u>これを要約した書類</u>（以下「調査計画書等」という。）並びに<u>環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類の部数は、それぞれ100部とする。</u></p> <p>3 条例第7条第2項の規則で定めるものは、<u>調査計画書等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 事後調査書の作成等（第38条—<u>第41条</u>）</p> <p>第7節 [略]</p> <p>第3章・第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1左欄に掲げる事業の種類<u>の区分ごとに、それぞれ同表中欄に定める対象事業の内容に応じて同表右欄に定める地域ごとの要件のいずれかに</u>該当する一の事業とする。</p> <p>（調査計画書等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 条例第7条第2項の規定により市長に提出する調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類の部数は、それぞれ100部とする。</p> <p>3 条例第7条第2項の規則で定めるものは、<u>調査計画書の内容を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）とする。</u></p>

いう。以下同じ。)とする。

(説明会の開催の公告)

第6条の2 条例第9条の2第2項の規定による公告は、日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適当な方法により行うものとする。

2 条例第9条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (6) 条例第9条の規定により調査計画書等の写しが縦覧に供されている旨

(事業者の責めに帰することのできない理由)

第6条の3 条例第9条の2第3項の事業者の責めに帰することのできない理由であって規則で定めるものは、次に掲げる理由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

(調査計画書の内容の周知)

第6条の4 条例第9条の2第3項の周知は、次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 調査計画書の内容を要約した書類を求めに応じて提供することを公告した後、当該調査計画書の内容を要約した書類を求めに応じて提供する
方法
- (2) 調査計画書の内容を要約したものを公告する
方法

2 第6条の2第1項の規定は、前項各号に規定する公告について準用する。

(準備書等)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 条例第14条第2項の規則で定めるものは、準備書等の内容を記録した電磁的記録とする。

(説明会の開催の公告)

第11条 第6条の2の規定は、条例第16条第2

(準備書等)

第8条 [略]

2・3 [略]

4 条例第14条第2項の規則で定めるものは、準備書等の内容を記録した磁気ディスクとする。

(説明会の開催の公告)

第11条 条例第16条第2項の規定による公告は、

項において準用する条例第9条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第6条の2第2項第6号中「条例第9条の規定により調査計画書等」とあるのは、「条例第15条の規定により準備書等」と読み替えるものとする。

(事業者の責めに帰することのできない理由)

第12条 第6条の3の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第9条の2第3項の事業者の責めに帰することのできない理由について準用する。

(準備書の内容の周知)

第13条 第6条の4の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第9条の2第3項の周知について準用する。この場合において、第6条の4第1項中「調査計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(見解書の縦覧)

第16条 条例第18条第2項の規定による縦覧の場所は、さいたま市の区域内の場所であり、かつ、市民が容易に縦覧することができる場所とする。

2 事業者は、前項に規定する場所を自ら確保することができないときは、前項の規定にかかわらず、第6条各号に掲げるいずれかの場所において縦覧を行うことができる。この場合において、事業者は、市長に対し、縦覧の実施について必要な協力

市の広報紙への掲載、日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布その他の適当な方法により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (6) 条例第15条の規定により準備書等の写しが縦覧に供されている旨

(事業者の責めに帰することのできない理由)

第12条 条例第16条第3項の事業者の責めに帰することのできない理由であって規則の定めるものは、次に掲げる理由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。

(準備書の内容の周知)

第13条 条例第16条第3項の周知は、次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 準備書の内容を要約した書類を求めに応じて提供することを公告した後、当該準備書の内容を要約した書類を求めに応じて提供する方法
- (2) 準備書の内容を要約したものを公告する方法

2 第11条第1項の規定は、前項の規定による周知について準用する。

(見解書の縦覧)

第16条 条例第18条第2項の規定による縦覧の日は、市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所
- (2) 区役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

を求めるものとする。

第17条 削除

(評価書等)

第28条 [略]

2 [略]

3 条例第21条第2項の規則で定めるものは、評価書等の内容を記録した電磁的記録とする。

(対象事業の廃止等の届出)

第32条 [略]

(対象事業の着手等の届出)

第34条 [略]

(対象事業の中止等の届出)

第36条 [略]

(事後調査書等)

第38条 [略]

2 [略]

3 条例第35条第2項の規則で定めるものは、事後調査書等の内容を記録した電磁的記録とする。

(事後調査の実施の引継の届出)

第41条の2 条例第39条の2第1項の規定による届出は、事後調査引継届出書(様式第16号)により行わなければならない。

第7節 [略]

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第42条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第2章第1節から第7節まで及び第3章の規定並びに第1節から前節まで及び別表第1から別表第3までの規定により

(意見書及び見解書の部数)

第17条 条例第18条第3項の規定により市長に送付する意見書の写し及び見解書の写しの部数は、それぞれ100部とする。

(評価書等)

第28条 [略]

2 [略]

3 条例第21条第2項の規則で定めるものは、評価書等の内容を記録した磁気ディスクとする。

(対象事業の廃止の届出等)

第32条 [略]

(対象事業の着手の届出等)

第34条 [略]

(対象事業の中止の届出)

第36条 [略]

(事後調査書等)

第38条 [略]

2 [略]

3 条例第35条第2項の規則で定めるものは、事後調査書等の内容を記録した磁気ディスクとする。

第7節 [略]

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第42条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第2章第1節から第7節まで及び第3章の規定並びに第1条から前条まで及び別表第1から別表第3までの規定により

行うべき環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為は、次項から第4項まで、次条及び第44条に定めるところにより、条例第40条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第26条第3項、条例第27条第1項及び条例第30条並びに第32条第3号及び第36条第3号の規定は、適用しない。

2 条例第40条第1項及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
条例第7条第2項、第8条、 <u>第9条の2</u> 、第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項	[略]	
[略]		
<u>条例第15条の2</u>	[略]	
[略]		
条例第25条第2項	<u>1の対象事業</u>	<u>1の都市計画対象事業</u>
	対象事業を実施し	都市計画対象事業を都市計画法の規定により都市計画に定め
	対象事業に	都市計画対象事業に
[略]		
条例第39条の2第1項	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者

3 条例第40条第1項及び第1項の規定により都

行うべき環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為は、次項から第4項まで及び次条から第45条までに定めるところにより、条例第40条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第26条第3項、条例第27条第1項及び条例第30条並びに第32条第3項及び第37条第3項の規定は、適用しない。

2 条例第40条第1項及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例第2章第1節から第7節まで（第26条第3項、第27条第1項及び第30条を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
条例第7条第2項、第8条、第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項	[略]	
[略]		
<u>条例第15条</u>	[略]	
[略]		
条例第25条第2項	対象事業	都市計画対象事業
	都市計画決定権者	都市計画決定権者
[略]		

3 条例第40条第1項及び第1項の規定により都

市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条	対象事業	都市計画対象事業
第5条第1号	[略]	
第5条第2号及び第3号	[略]	
第6条の2第2項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第6条の2第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第6条の3	事業者	都市計画決定権者
第7条第1項第2号及び第8条第2項	対象事業	都市計画対象事業
[略]		
第9条第2号及び第3号	[略]	
[略]		
第12条	[略]	
第14条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第15条第2号及び第3号	[略]	

市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における第5条から第39条まで(第31条第3号及び第35条第3号を除く。)及び別表第1から別表第3までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1号	[略]	
第5条第2号及び第3号	[略]	
[略]		
第9条第2号及び第3号	[略]	
第11条第2項第1号	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第11条第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第12条	[略]	
第15条第2号及び第3号	[略]	

第16条第2項	事業者	都市計画決定権者
[略]		

4～9 [略]

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第44条 事業者が条例第7条第1項の規定により調査計画書を作成してから市長が条例第9条の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第40条第1項の規定及び第42条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書等、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及び当該調査計画書等の内容を記録した電磁的記録を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 [略]

3 市長が条例第9条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書等及び当該準備書等の内容を記録した電磁的記録（以下この項において「特定電磁的記録」という。）を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第40条第1項の規定及び第42条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定電磁的記録の送付を受けたときから適用する。

4・5 [略]

(身分証明書)

第46条 条例第53条第2項の身分を示す証明書は、様式第17号のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

事業の種類	対象事業の内容	事業が実施される区域の区分ごとの対象事業の要件		
		事業が実施される	事業が実施される	事業が実施される

[略]	

4～9 [略]

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第44条 事業者が条例第7条第1項の規定により調査計画書を作成してから市長が条例第9条の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第40条第1項の規定及び第34条の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及び当該調査計画書の内容を記録した磁気ディスクを都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 [略]

3 市長が条例第9条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書等及び当該準備書等の内容を記録した磁気ディスク（以下この項において「特定磁気ディスク」という。）を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第40条第1項の規定及び第42条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定磁気ディスクの送付を受けたときから適用する。

4・5 [略]

(身分証明書)

第46条 条例第53条第2項の身分を示す証明書は、様式第16号のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

事業の種類	対象事業の内容	対象事業の要件		
		A地域	B地域	C地域

		区域の全 てがA地 域にある 場合	区域の全 て又は一 部がB地 域にある 場合(当 該区域の 一部がC 地域にあ る場合を 除く。)	区域の全 て又は一 部がC地 域にある 場合
--	--	----------------------------	--	------------------------------------

[略]

1 0 研究 施設 の 建 設	(1) 研究施設(化学物質排出把握管理促進法施行令第3条第23号の高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係る施設を除く。)及び同条第24号の自然科学研究所をいう。以下「研究施設」という。)の設置	[略]
	[略]	[略]

[略]

備考

- 1 この表において、A地域、B地域及びC地域とは、さいたま市の区域のうち、それぞれ次に定める地域をいう。
 - (1) A地域 B地域及びC地域を除く地域
 - (2) B地域 次のア又はイのいずれかに該当する地域でC地域を除くもの
 - ア 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域(同法第8条第1項の規定により定められた用途地域のある市街化調整区域を除く。)にある

--	--	--	--	--

[略]

1 0 研究 施設 の 建 設	(1) 研究施設(化学物質排出把握管理促進法施行令第3条第22号の高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係る施設を除く。)及び同条第23号の自然科学研究所をいう。以下「研究施設」という。)の設置	[略]
	[略]	[略]

[略]

備考

- 1 この表の対象事業の欄に掲げるA地域、B地域及びC地域とは、それぞれ次に定める地域をいう。
 - (1) A地域 さいたま市の区域のうち、B地域及びC地域を除くすべて地域
 - (2) B地域 さいたま市の区域のうち、次に定める地域のいずれかに該当する地域
 - ア 事業が実施される区域の一部又はすべてが都市計画法第7条第1項の規定により指定された市街化調整区域(同法第8条第1項の規定により定められた用途地

地域

イ C地域の周囲200メートルの範囲にある地域

(3) C地域 次のアからウまでのいずれかに該当する地域

ア 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全地区にある地域

イ 埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)第4条第1項の規定により指定された埼玉県立自然公園の区域にある地域

ウ 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区にある地域

2 この表において「特別の地域」とは、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の3第1項第2号の規定により定められた地区にある地域をいう。

様式第5号(その2)(第31条関係)

調査計画書 記載事項変更に係る手続等免除承認準備書 認申請書

[略]

都市計画決定権者の名称

印

[略]

[略]

様式第6号(その2)(第32条関係)

都市計画対象事業廃止届出書

域のある市街化調整区域を除く。)にある地域で、C地域に該当する地域を除くもの

イ 事業が実施される区域の境界から200メートルの範囲の一部又はすべてが首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域にある地域で、C地域に該当する地域を除くもの

ウ 事業が実施される区域の境界から200メートルの範囲の一部又はすべてが埼玉県立自然公園条例(昭和33年埼玉県条例第15号)第12条第1項の規定により指定された埼玉県立自然公園内にある地域で、C地域に該当する地域を除くもの

エ 事業が実施される区域の境界から200メートルの範囲の一部又はすべてが都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区にある地域で、C地域に該当する地域を除くもの

(3) C地域 さいたま市の区域のうち、次に定める地域のいずれかに該当する地域

ア 事業が実施される区域の一部又はすべてが首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域にある地域

イ 事業が実施される区域の一部又はすべてが埼玉県立自然公園条例第12条第1項の規定により指定された埼玉県立自然公園にある地域

ウ 事業が実施される区域の一部又はすべてが都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区にある地域

2 この表において「特別の地域」とは、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の3第1項第2号に規定する地区で、C地域を除く地域をいう。

様式第5号(その2)(第31条関係)

調査計画書 記載事項変更に係る手続等免除承認準備書 認申請書

[略]

都市計画決定権者の名称

印

[略]

[略]

様式第6号(その2)(第32条関係)

都市計画対象事業廃止届出書

[略]

都市計画決定権者の名称



[略]

[略]

様式第7号(その2)(第32条、第36条関係)
都市計画対象事業変更届出書

[略]

都市計画決定権者の名称



[略]

[略]

様式第9号(その2)(第33条関係)
都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除
承認申請書

[略]

都市計画決定権者の名称



[略]

[略]

様式第9号(その3)(第33条関係)
都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除
承認申請書

[略]

都市計画対象事業の内容の変更について、手続等
を行わないことの承認を受けたいので、さいたま市
環境影響評価条例施行規則第42条第5項ただし書
の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第17号(第46条関係)

[略]

都市計画決定権者の名称



[略]

[略]

様式第7号(その2)(第32条、第36条関係)
都市計画対象事業変更届出書

[略]

都市計画決定権者の名称



[略]

[略]

様式第9号(その2)(第33条関係)
都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除
承認申請書

[略]

都市計画決定権者の名称



[略]

[略]

様式第9号(その3)(第33条関係)
都市計画対象事業の内容変更に係る手続等免除
承認申請書

[略]

都市計画対象事業の内容の変更について、手続等
を行わないことの承認を受けたいので、次のとおり
申請します。

[略]

様式第16号(第46条関係)

様式第15号の次に次の2様式を加える。

様式第16号（その1）（第41条の2関係）

事後調査引継届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

対象事業に係る事後調査の実施を他の者に引き継いだので、さいたま市環境影響評価条例
第39条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称	
引 継 年 月 日	
新たに事後調査を引き継いだ者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号	（氏名）
	（住所）
	（電話番号）
引 継 の 理 由	
事後調査の進捗状況	

様式第16号（その2）（第41条の2関係）

事後調査引継届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

都市計画決定権者の名称



担当課所名

所在地

担当者職・氏名

電話番号

都市計画対象事業に係る事後調査の実施を他の者に引き継いだので、さいたま市環境影響評価条例第39条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

都市計画対象事業の名称	
引 継 年 月 日	
新たに事後調査を引き継いだ者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号	(氏名)
	(住所)
	(電話番号)
引 継 の 理 由	
事後調査の進捗状況	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第16条、第17条、第32条の見出し、第34条の見出し、第36条の見出し、第42条第1項及び同条第2項本文の改正、同項の表条例第25条第2項の部対象事業の項の改正、同項の次に2項を加える改正、第42条第3項本文の改正、同項の表第5条第1号の項の前に1項を加える改正、同表第5条第2号及び第3号の項の次に4項を加える改正（第7条第1項第2号及び第8条第2項の項に係る部分に限る。）、同表第12条の項の次に1項を加える改正、同表第15条第2号及び第3号の項の次に1項を加える改正、第44条第1項の改正（「第34条」を「第42条第1項」に改める部分に限る。）並びに別表第1の改正 公布の日

(2) 第3条第2項の改正、同条第3項の改正（「調査計画書」を「調査計画書等」に改める部分に限る。）、第6条の次に3条を加える改正、第11条から第13条まで及び第42条第2項の表条例第7条第2項、第8条、第9条の2、第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項の項の改正、第42条第3項の表第5条第2号及び第3号の項の次に4項を加える改正（第7条第1項第2号及び第8条第2項の項に係る部分を除く。）並びに第44条第1項の改正（「調査計画書」を「調査計画書等」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 平成25年7月1日

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市環境影響評価条例施行規則第3条第2項、第6条の2（同規則第11条の規定により準用する場合を含む。）、第6条の3（同規則第12条の規定により準用する場合を含む。）、第6条の4（同規則第13条の規定により準用する場合を含む。）、第42条第2項の表条例第7条第2項、第8条、第9条の2、第10条第1項及び第3項並びに第11条第1項の項（条例第9条の2の規定に係る部分に限る。）並びに第42条第3項の表第6条の2第2項第1号の項、第6条の2第2項第2号及び第3号の項及び第6条の3の項の規定は、

平成25年7月1日以後に市長に提出するさいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第7条第1項に規定する環境影響評価調査計画書又は同条例第14条第1項に規定する環境影響評価準備書について適用する。